



2017年1月31日

白馬村環境審議会
伊藤房光会長 殿

「美しい白馬の森 景観形成住民協定」委員会

意見書

平成28年7月14日、白馬村村長の諮問によって始まった「白馬村環境審議会」において、「白馬村環境基本条例・施行規則」および「開発指導要項」によって規制されている「5,000m²以上の大規模開発」の基準見直し論議が進んでいることは、多くの村民の注目する所となっています。

「美しい白馬の森景観形成住民協定」地区は、飯田区十番組、十一番組、十二番組の住民として、また白馬五竜観光協会に属する宿や観光関連業者の協会員としてこの地区で生活をしてきました。平成16年3月に地域住民の合意によって「景観形成住民協定」を締結して、「白馬の森」の景観は住民の「共有財産」であること、環境に配慮した生活を心掛けること、「白馬村環境基本条例」を守り、美しい白馬の環境と景観を守っていくように努力することを「美しい白馬の森一まちづくり協定基準一」に謳いました。

あれから12年が経過して、住民の世代交代や新住民も加わりましたが、白馬村民として、また「美しい白馬の森景観形成住民協定」を守っていく地域住民として、今回の「白馬村環境審議会」において「5,000m²以上の大規模開発」の基準見直し論議が進んでいることは、非常に危惧するところであります。

「美しい白馬の森景観形成住民協定」を締結するに当たって、「協定地区」を線引きして特定して、「住民協定」地区を定めてきました。そして、白馬村全域は「白馬村環境基本条例」によって守られ、協定地区では「景観形成住民協定」を締結した住民の環境意識とモラル、そしてそれらを実行しようとする日々の努力によって守られていると思われますが、村の「環境基本条例」の「施行規則」が緩和された場合、協定地区から数mでも離れれば、先人が守ってきた白馬村の景観と環境に重大な影響を及ぼす事態(森の木々の高さを超える5階以上の建物が出来たり、緑地帯が少なく自然環境と融和しないような建築物が出来る等々)ということはたいへん問題があると認識しています

今回の「白馬村環境審議会」における委員の選定に対して、私たちは大きな疑問を感じています。その中には、地区住民の代表である地区的区長や、白馬村に十団体ある「景観形成住民協定」の代表が含まれていません。地区住民の意見に広く耳を傾け、白馬村の景観を村の行政と共に守ってきた「住民協定地区」に意見を求めるという意見交換のプロセスを大きく欠いていると言わざるをえません。

「白馬村環境審議会」の議論において、後世に残す村の自然景観を守っていくことが出来るかどうかが深く問われている今、地区住民と「住民協定地区」の代表を審議委員に含めて、さらなる「白馬村環境審議会」の議論を進めていくよう強く要望する次第です。